

○行政について

1. 執行機関とは

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。(地方自治法(以下「法」と表記)第138条の2)

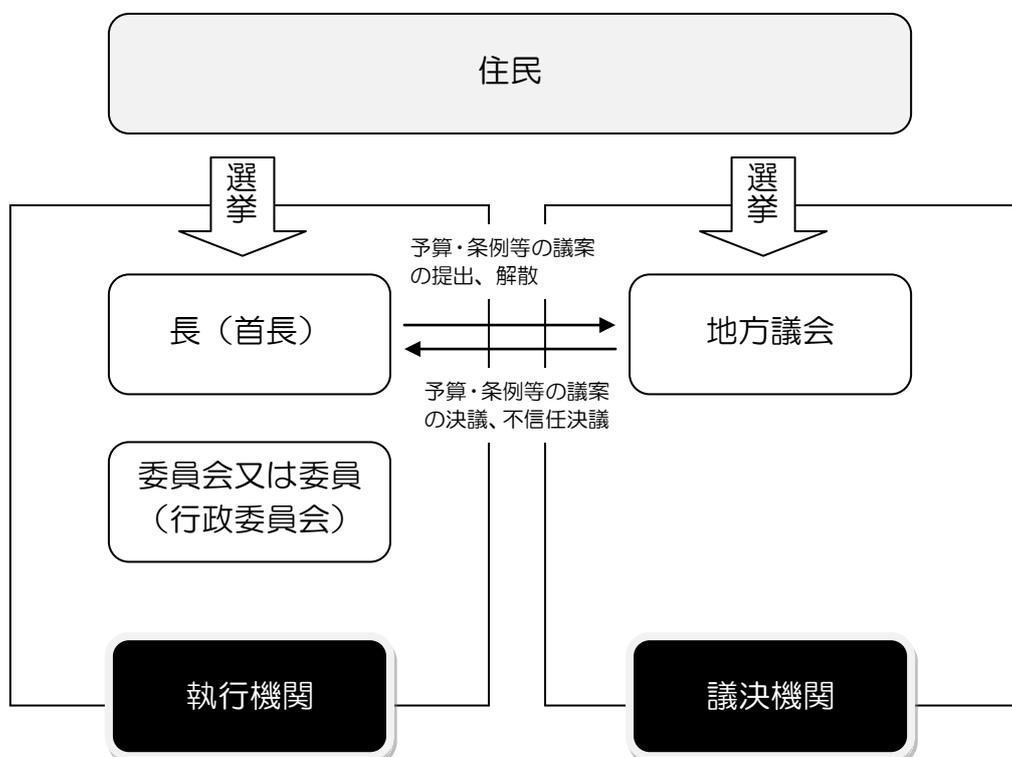
普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。(法第138条の3第1項)

普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。(法第138条の3第2項)

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。(法第138条の3第3項)

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。(法第138条の4第1項)

市町村に市町村長を置く。(法第139条第2項)



2. 長とその組織

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法第147条)

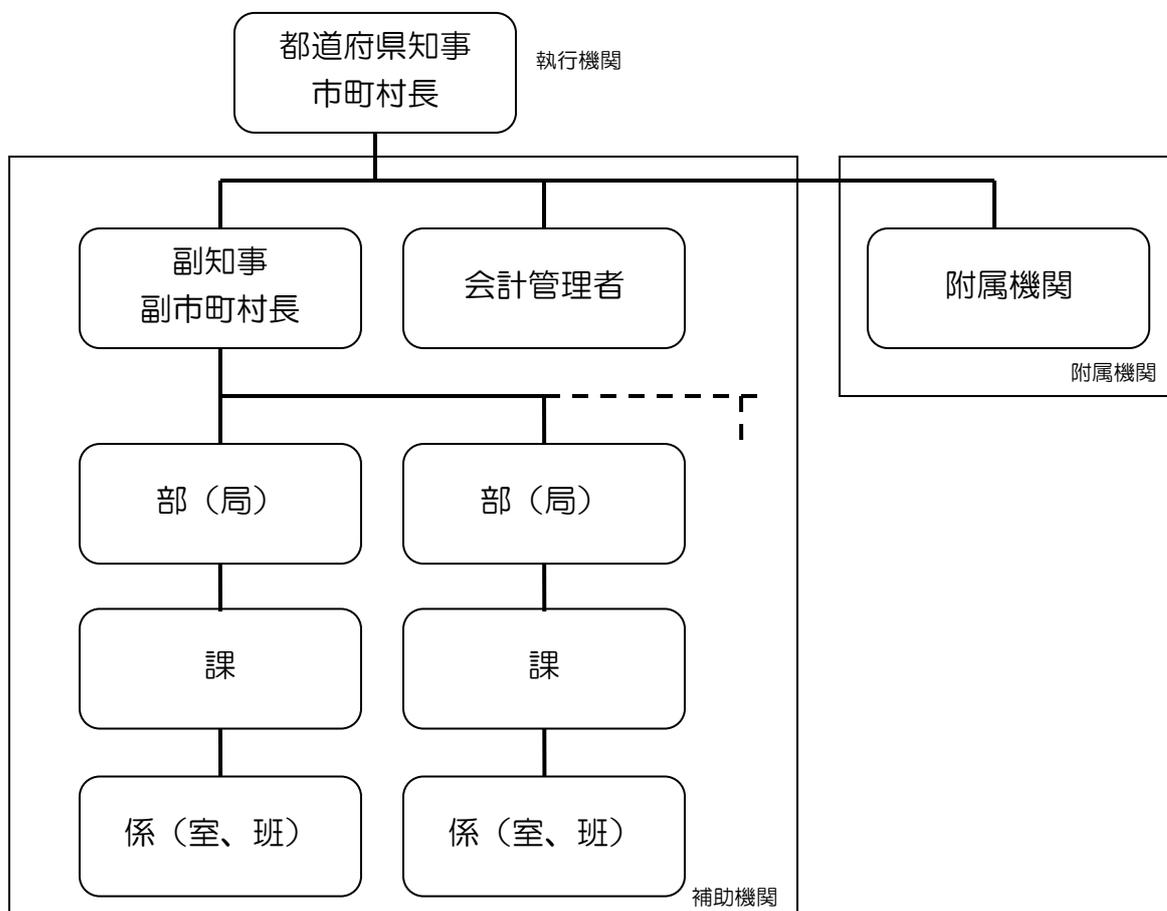
普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。(法第148条)

副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。(法第167条)

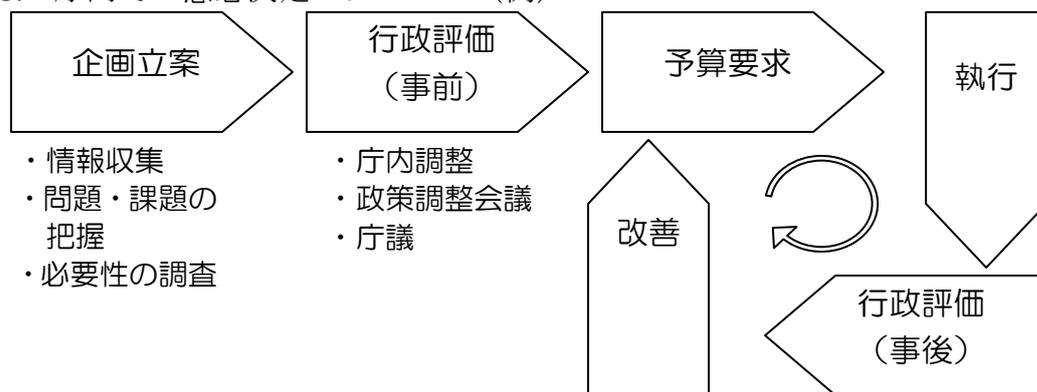
法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。(法第170条第1項)

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(法第158条第1項)

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。(法第202条の3第1項)



3. 庁内での意思決定のプロセス（例）



- ・市行政運営の基本方針を審議、策定するとともに、行政の能率的執行を図るため、茂原市庁議（以下「庁議」という。）を設ける。（茂原市庁議規則（以下「庁議規則」と表記）第1条）
- ・庁議は、市長の主宰のもとに副市長、教育長及び部長等をもって組織する。（庁議規則第2条第1項）
- ・庁議に付議する事案は、次のとおりとする。（庁議規則第3条）
 - （1）基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
 - （2）重要な事業計画に関する事項
 - （3）前2号に掲げる事項の重大な変更に関する事項
 - （4）予算編成方針に関する事項
 - （5）組織及び職員定数の基本方針に関する事項
 - （6）各機関等の重要な調整に関する事項
 - （7）重要な条例・規則の制定改廃に関する事項
 - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- ・付議事項の調査検討及び市長の指示した事務事業の調査研究を行うため、政策調整会議を置く。（庁議規則第8条第1項）
- ・政策調整会議は、企画財政部長の主宰の下に次の職にあるものをもって組織する。（庁議規則第8条第2項）
 - （1）総務課長
 - （2）行財政改革推進課長
 - （3）職員課長
 - （4）企画政策課長
 - （5）財政課長
 - （6）生活課長
 - （7）社会福祉課長
 - （8）農政課長
 - （9）土木建設課長
 - （10）教育総務課長